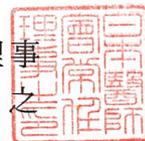


令和 2 年 4 月 1 0 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之



### 消毒用エタノールの他の事業者への提供について

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、同局監視指導・麻薬対策課の連名にて、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても情報提供がありました。

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、医薬品又は医薬部外品たる手指消毒用のエタノール（以下「手指消毒用エタノール」という。）の国内需給が逼迫しております。

本事務連絡はこのような状況を踏まえた、他の事業者へ手指消毒用エタノールを提供する場合の取扱いについて、取りまとめられたため、対応を依頼するものです。

本事務連絡により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品の販売業等の許可を受けていなくとも、新型コロナウイルス感染症の対策として、手指消毒用エタノールを所有する事業者（以下「所有事業者」という。医療機関も含む。）が、他の事業者（自社の社員に使用させる場合に限る。）に対し、手指消毒用エタノールを提供できることとされております。

この場合、所有事業者は、提供した手指消毒用エタノールの品目及び数量を書面に記載するとともに、提供先となる事業者に対して、誓約書の提出を求め、これらを適切に保存することが必要です。

また、所有事業者が、（別添）「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬監証明の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日事務連絡）によって輸入した場合でも、上記に従って提供できることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、当該取扱いは、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況等を踏まえた時限的なものとされ、今後、感染状況等の変化を踏まえ、当該取扱いが変更・廃止される際には、厚生労働省からその旨が連絡されます。

事 務 連 絡  
令和2年4月8日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局経済課

医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての  
特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）・民生主管部（局）宛別添写しのおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

事務連絡  
令和2年4月8日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕  
〔特別区〕  
衛生主管部（局）・民生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての  
特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について

医療機関等における特定アルコールの希望については、「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の希望調査について」（令和2年3月30日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）（以下「事務連絡」という。）によりお伺いしているところです。

提出いただいた希望及び運送上の制約を踏まえ、別添摘要のとおり取り扱うことといたしますので、希望する医療機関等について、令和2年4月16日（木）中に別紙様式により送付先の一覧を作成いただくようお願いいたします。厚生労働省において、提出いただいた一覧を踏まえ、予定数量の範囲かつ配布の趣旨を逸脱しない範囲において、順次無償配布を実施いたします。

様式提出は、施設又は団体及び数量を各都道府県においてとりまとめの上、問い合わせ先に記載されているメールアドレス宛てに提出いただきますようお願いいたします。

なお、配送するアルコールは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定する危険物第 4 類に該当し、引火性のある液体であることから、受取先の医療機関等には、同法及び同法の関連法令に基づく規制等に基づき、火災予防のための慎重な取扱いや使用を含めて十分御理解いただき、遺漏なきようお願いいたします。

（お問い合わせ・別紙様式提出先）

厚生労働省医薬品等物資班

Email [shoudokuyaku@mhlw.go.jp](mailto:shoudokuyaku@mhlw.go.jp)

## 摘要

- 国から配布された特定アルコールを適切に薄めて使用する場合には、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）の2.における要件を満たすものとして取り扱うこと。
  - 配布の対象（要件）については、自施設の責任の下で、手指消毒用として高濃度エタノールを適切に調製、管理及び使用し、そのための適切な体制（薬剤の取扱いに精通した医師、薬剤師等、希釈の設備・器具等）をとることができる医療機関等とすること。具体的には、病院、診療所、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会若しくは地方自治体又はその委託を受けた施設<sup>※</sup>とし、病院、診療所を除き、原則として個別施設への直接配布は行わないこと。
- ※想定される例：  
都道府県から専門機関に特定アルコールの希釈を委託し、希釈されたアルコールを手指消毒用エタノールの代替として、管下の高齢者施設等に配布。このように、特定アルコールの希釈にあたっては、知見のある者・団体が行うことが望ましい。
- 無償配布を受けた医療機関等（団体、自治体等から配布された施設を含む。）については、原則として、使い切るまで、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」（令和2年3月13日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）に基づく優先供給スキームの対象外とすること。
  - 配布予定の特定アルコールは、エタノール濃度が95vol%程度（想定している製品規格は、「特定アルコールの使用の手引き」の参考のとおり。）であることから、原則70～83vol%に希釈して使用することを想定していること。
  - 配布の最小単位は、18L入り一斗缶を予定していること。
  - 使用にあたっては、「特定アルコールの使用の手引き」（令和2年3月30日版。改訂した場合は最新版）を参照すること。
  - 送付については医薬品卸売業者による配送を想定していること。また、本スキームによる配布を受ける医療機関等は、配送時の感染リスクを最小化する観点から、納品をできる限り簡便に行えるよう配慮するものとし、一般的な納品場所以外への納品（例えば、病院内の保管庫等）をさせないように配慮すること。

- 配送された特定アルコールの受け取りの拒否や返品等は、スキーム全体への影響を及ぼし、予定数量の円滑な配布の妨げとなることから原則として不可であること。このため、このようなことのないよう、事前の周知を徹底すること。

以上